

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成18年5月11日(2006.5.11)

【公開番号】特開2004-251883(P2004-251883A)

【公開日】平成16年9月9日(2004.9.9)

【年通号数】公開・登録公報2004-035

【出願番号】特願2003-188234(P2003-188234)

【国際特許分類】

G 2 1 K 4/00 (2006.01)

C 0 9 K 11/00 (2006.01)

C 0 9 K 11/08 (2006.01)

C 0 9 K 11/61 (2006.01)

G 0 1 T 1/00 (2006.01)

G 0 3 B 42/02 (2006.01)

【F I】

G 2 1 K 4/00 M

G 2 1 K 4/00 N

C 0 9 K 11/00 B

C 0 9 K 11/08 G

C 0 9 K 11/61 C P F

G 0 1 T 1/00 B

G 0 3 B 42/02 B

【手続補正書】

【提出日】平成18年3月13日(2006.3.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

結合剤のない針状刺激性燐光体及び支持体を含む像貯蔵スクリーン又はパネルにおいて、前記支持体が2 μ m未満の表面粗さ及び80%より多い反射率を有することを特徴とするスクリーン又はパネル。

【請求項2】

前記支持体が反射層をオーバーコートされた非晶質炭素層である請求項1に記載のスクリーン又はパネル。

【請求項3】

湿分反発層が前記支持体と前記燐光体層の間に存在する請求項1又は2に記載のスクリーン又はパネル。

【請求項4】

前記燐光体層が二つの湿分反発パリレン層の間にサンドイッチされている請求項1～3のいずれかに記載のスクリーン又はパネル。

【請求項5】

前記燐光体がCsX:Eu燐光体であり、前記XがBr及びClから選択される請求項1～4のいずれかに記載のスクリーン又はパネル。